

令和7年度京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金(仮称)に係る申請受付等業務  
受託候補者選定要項

令和7年2月21日

(目的)

第1条 この要項は、京都市(以下「本市」という。)が実施する京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金(仮称)に係る申請受付等業務(以下「当該業務」という。)の実施に当たり、当該業務の品質を確保するとともに、業務の目的及び内容を効果的に実現するため、当該業務の委託事業者として最も適した候補者(以下「受託候補者」という。)の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 受託候補者については、当該事業に対する提案内容を重視するため、プロポーザル方式によって選定する。

(選定委員会)

- 第3条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、「令和7年度京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金(仮称)に係る申請受付等業務受託候補者選定委員会」(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
  - 3 委員会には、委員長を置き、委員長は環境政策局地球温暖化対策室脱炭素地域創出促進部長が務める。
  - 4 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
  - 5 委員会は、非公開とする。ただし、委員の過半数が公開を認めた場合は、この限りではない。なお、同数の場合は、委員長が定める。
  - 6 委員会の庶務は、環境政策局地球温暖化対策室において行う。
  - 7 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において定めるものとする。

別表

委員会の委員

|                                  |
|----------------------------------|
| 環境政策局地球温暖化対策室 脱炭素地域創出促進部長        |
| 環境政策局地球温暖化対策室 脱炭素地域創出促進第一課長      |
| 環境政策局環境企画部環境総務課 企画調整・人材育成・監察担当課長 |

(参加要件)

第4条 受託候補者の選定に応募する者(以下「応募者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始を申立てした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者であること。
- (5) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

#### (応募書類)

第5条 本市は、応募者が第2項に規定する応募書類を作成するため必要な事項を記載した「募集要項」を定めるものとする。

- 2 応募者は、前項に規定する「募集要項」に基づき応募書類を作成し、別に定められた日までに提出しなければならない。
- 3 次の各号の一に該当すると認められた場合は、応募書類を無効とし、選定の対象外とする。
  - (1) 応募者が第4条に掲げる参加要件を満たさない場合
  - (2) 応募書類に虚偽の記載があると認められる場合
  - (3) 応募書類に記載された担当者等が、契約締結後に当該事業に従事できない場合。ただし、やむを得ない事情があるものとして認められた場合はこの限りではない。

#### (受託候補者の選定方法)

第6条 委員会は、応募者を次の各号に掲げる事項及び別に定める「評価基準」に基づき、厳正かつ公平、公正に評価し、実施候補者1者及び次点者を選定する。

- (1) 不誠実な行為の有無
  - (2) 当該事業と同種又は類似の事業の契約実績
  - (3) その他、特に留意する必要があると認められること
- 2 応募者が1者の場合にあつても、前項の各号及び評価基準に基づき選定する。
- 3 委員会は、応募者に受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があつたと認めた場合は、前条第3項の規定を準用する。

#### (受託候補者の決定)

第7条 本市は、委員会の選定結果に基づき受託候補者を決定する。

(選定結果の通知)

第8条 本市は、応募者に対して、選定結果を書面で通知する。

2 応募者は、通知内容に疑義がある場合は、選定結果の通知が届いてから土日、祝日を除く5日以内に書面により、説明を求めることができる。

3 本市は、前項に基づく書面を受領した日から土日、祝日を除く5日以内に、書面により回答する。

(補則)

第9条 その他、この要項の実施に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要項は決定の日から施行する。